

以心草紙

●従事者の衛生マニュアルと衛生慣行 ②

古跡 幹人
(2021年9月)

前回に引き続き、従事者の衛生マニュアルと衛生慣行について記す。

生産する製品には、「衛生基準」に適合した衛生環境の製造室が必要である。例えば、加熱後包装食品で最終製品の細菌基準が、300 CFU/g 未満の食品で、水分活性が 0.6 以上の食品を包装する場合であれば、ISO レベル ISO.7 あるいは、ISO.8 (NASA 規格(2001 年 11 月廃止): クラス 10,000 あるいは、クラス 100,000) 程度のバイオクリーンルームが必要となる。水分活性が 0.6 以下の食品、最終製品の細菌基準が、3000CFU/g 未満、この基準と同等レベルの食品であれば、上記のようなバイオクリーンルームは必要としない。汚染区域との明確な区分、汚染物質の持ち込み防止、外部から汚染された空気の流入防止(製造室の陽圧の維持)、適切な温度・湿度管理された作業場で良い。いずれの場合も、従事者の衛生的作業と衛生慣行の管理が重要となる。

【持ち込み禁止のモノ】

基本は、「全てのモノは持ち込み禁止」とする。工場において、製造上許容しなければならないモノだけを精査して、「持ち込み許可品」を決める。

個人用持ち込み許可品としては、メガネ又はコンタクトレンズの装着、傷を覆う被覆材(前回の以心草紙参照)、その他は各々の組織に合わせて許可するものを決める。持ち込み禁止のモノの例

としては次のものが挙げられる。これらは、一般的なモノであって、これらに限ったものではない。

それぞれの組織、工場によっては、他に多くの「持ち込み禁止のモノ」があると思う。

指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン、折れ刃カッター、携帯電話、音楽プレーヤー、お金、クリップ・ホッチキス針、画鋏、ボタン型のマグネット、治療具(磁気、針、ゲルマニウム等)、爪切り、キーホルダー、指定(油性ペン)以外の筆記用具、輪ゴム、縫い針・糸、し好品、薬等。

上記のモノは、異物混入の原因になりやすく、混入した場合の影響も大きい。従事者によく説明して理解してもらう事が大切である。

ガイドラインや ISO/TS22002 シリーズ、Codex CAC/RCP 1-1969 などにも持ち込み禁止するモノとして例が挙げられているので、参考にしていただきたい。



(山口市：メランポジウム)

【作業場への入室】

作業着に着替えた後、作業場に向かうまでの行動と更衣室からの距離を考慮しなければならない。着替えた後の行動・移動での異物等の付着を考えておかなければならないからである。その異物を取り除くために入室時エアシャワー又はローラーを使用する。作業室の衛生度によっては入室前に手洗い場が必要となる。靴裏のゴミや汚れを持ちこまないために、粘着マットを設置する。作業室専用の靴は、完全に覆われ、非浸透性の素材（サンダル等ではなく、いわゆる靴で、水等が浸み込まない素材）でなければならない。手洗いの前に、姿見（ガラス製ではなく、プラスチック製）で、全身を映して身なりを確認する。頭髪のはみだしが無い事、作業着が指定の通りの状態である事を確認する。マスクの着用は必須。各組織によって手順が異なると思うが、入室前のチェックはマスク着用で実施すべきである。ローラー掛け（40 秒間推奨）、エアシャワー、手洗いの順番は各組織の工場のレイアウトによって変わると思うが、最良の手順を選択する事が必要である。

ローラー掛けと、エアシャワーの順序について、どちらが効果的か比較検証した方がいた。その結果はどちらの順番でも効果は同じとの結論であった。



（山口県 秋吉台 ききょうが原：桔梗）

手洗いの方法は、前回の以心草紙に記載したが、今回、詳しく記述する。手の洗浄も機器の洗浄同様に、綺麗な部分から洗っていく。

タイマーの設置を推奨する（1 分以上推奨）。

以下に、手指洗浄の例を記す。

① 最初に水（湯）で、全体を洗う。

② 洗剤を適量取り、泡立ててから洗う。

手のひら、甲、指、指の間、手首

③ ブラッシング：

利き手でない方の手の甲→利き手の甲→利き手でない方の手のひら→利き手の手のひら→利き手でない方の指、指の間→利き手の指、指の間→利き手でない方の指先・爪先→利き手の爪の指先・爪先

④ 濯ぎ：洗剤の成分が無くなるまで十分に

⑤ 乾燥：ペーパータオルを使用する

⑥ 殺菌：指定の殺菌剤と手順を遵守

手荒れに十分注意を促す。前回、手荒れの原因の調査結果を紹介したが、中途半端な濯ぎは厳禁である。

手洗い・殺菌の後、手袋を装着する。手袋については、ニトリル製を推奨する。ラテックス製は、アレルギー症状（呼吸困難）を引き起こすことがあるので使用は避けることが望ましい。

次に、バイオクリーンルームの入室手順を記述する。各々の組織、工場の構造によって手順の順序の前後がある。衛生を維持するために最適な手順を採用していただきたい。前室に入る前に、ローラー掛け、手洗いを行う。入室後、防塵頭巾、防塵服の順に着用する。着用時、床に袖が付かないように細心の注意が必要である。マスク着用は紐の形状により順序が変わる。着用後、作業靴へ履き替え、ローラー掛け（40 秒間を推奨）、手洗

い、手袋装着、エアーシャワーとなるが、上述の通り順序は、工場の構造に見合ったものになる。

【飲食・飲食場所・休憩場所の指定】

従事者の飲食物の保管場所と飲食が可能な場所及び休憩場所を指定しなければならない。

飲食が可能な場所は、製品等との交差汚染が発生しにくい場所を指定すること。従事者の食品は、冷蔵庫など衛生的に保管可能でなければならない。社員食堂で提供される食事、仕出し弁当、持参した弁当などの飲食等で、従事者自身が健康を損なうことがあってはならない。65℃以上で保存可能な容器以外の弁当は、指定した冷蔵庫に保管させ、その冷蔵庫の温度管理も実施しなければならない。休憩場所は、衛生状態を保つことが可能な場所を指定し、行動の制限も必要となる。

自家用車の中、作業着のままでの施設外での休憩は行なってはならない。

【衛生慣行の管理項目】

《身体の清潔》

身体の管理（毎日入浴し清潔に保つ、健康に留意する）頭髪の管理（毎日洗髪する）爪の管理（短く切り、マニキュアや付け爪は禁止）

爪切りは健康チェック場のみに置く。着替える前に爪を切り、作業服に付着することを防ぐ。手洗いの励行（作業前、用便後、飲食の前等）手指の荒れ、および肌荒れの予防。

華美な化粧は控える（付けまつげ、エクステンション等の防止）。

《作業服等の清潔保持》

清潔で、裂け目、傷、ほころび等の無い良好な状態のヘアネット、帽子、作業服、履物を着用。

目的の為以外の使用（着用）は禁止。

対象区では、マスク・手袋の着用。

酷く汚れた場合は直ちに交換する。

ヘアピン、指輪、腕時計、イヤリング、ピアス等、その他装飾品の作業室への持ち込み禁止。

《行動の清潔保持》

手や器具等を、頭髮、鼻、口、耳等の身体に触れさせない。

作業中は大きな声を出さない（唾液飛散防止）。

不必要な会話をしない（唾液飛散防止）。

指定場所以外での飲食及び、喫煙、放たん、ガムを噛む等の不衛生な行為の禁止。

作業場への入室基準の厳守。

休憩・飲食は指定された場所でのみ行う。

《その他》

- ・従事者以外は、極力、作業室に入れないことが望ましい。必要な場合は、従事者と同じ作業着を着ていただき、衛生マニュアルと衛生慣行を守らせること。担当者が必ず同行すること。
- ・アレルギーの制限がある場合は、飲食（特に昼食など）時は、私服等に替える。
- ・喫煙時は、私服に着替える。
- ・作業着で、建屋の外に出ない。

【参考：爪の長さの規定の例】

手のひらから見て、指のさきから爪が出ていないこと。



（山口市　：　夏水仙）